

## ヒント！



### 平成 29 年 12 月 12 日付局長通知で示された 「市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項」

平成 29 年 12 月 12 日付 厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名による局長通知で示されたガイドラインでは、市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として、「ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方」も示されている。

#### ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方

- ・認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の在り方、権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成や親族後見人も含めた活動支援の在り方、日常生活自立支援事業の対象とはならないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援の在り方（成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）（以下「成年後見制度利用促進法」という。）に規定される市町村計画と一体的なものとするとも考えられる）

平成 29 年 12 月 12 日付厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長通知 29 頁

